

●発表日：平成 28 年(2016 年)6 月 29 日(水)

## 渥美半島たはらブランド第2回募集について

渥美半島たはらブランド認定事業は、田原市の地域資源や地域特性を生かした優れた産品を「渥美半島たはらブランド」として認定するもので、以下のとおり2回目の募集を行います。

なお、応募資格・方法などについては、第1回募集と変更はありません。

### 1 募集期間

平成28年7月1日(金)～29日(金) ※8月下旬結果発表

### 2 応募資格

- ①田原市内に住所を有する個人事業者またはこれらの者で組織する団体
- ②田原市内に主たる事業所を有する法人または団体

### 3 認定の対象となる産品

- ①農林水産品
- ②加工品・工芸品
- ③その他渥美半島たはらブランドとしてふさわしい商品

※流通できるものを対象としているため、飲食メニューは対象としていません

### 4 応募方法

申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類とともに田原市役所商工観光課に提出。実施要領及び審査基準は、田原市ホームページをご覧ください。田原市役所(商工観光課)、渥美支所(地域課)または赤羽根市民センターの窓口でお受け取りできます。

### 5 審査内容

- ①田原らしさ ②独自性 ③市場性 ④将来性

上記の4つの認定基準および現物審査に基づき、総合的に勘案して審査します


前回(第1回)の内容

募集期間：平成28年3月1日(火)～31日(木) 審査日：4月11日(月)

申請件数：86件 認定件数：60件

(担当) 商工観光課商工観光係 主任 川口 電話(0531)23-3522



渥美半島 

たはらブランド  
大募集！！

渥美半島たはらの  
“いいもの”  
を認定します！

「渥美半島たはらブランド」とは？

田原市の地域資源や地域特性を生かした優れた産品を、  
「渥美半島たはらブランド」として認定し、  
市内外への情報発信を行うことにより、  
地域経済の発展及び田原市の知名度向上に寄与する  
ことを目的としています。

「渥美半島たはらブランド」の認定品は、  
市のホームページやパンフレット等で紹介するほか、  
ふるさと納税の返礼品にも活用し地域経済の活性化にも  
つなげてまいります。

皆さまからの幅広いご応募をお待ちしております！

募集期間

平成28年7月1日（金）～平成28年7月29日（金）

田原市役所商工観光課



渥美半島  
たはらブランド

## 募集要領

渥美半島たはらの  
“いいもの”  
を認定します！

応募資格	①田原市内に住所を有する個人事業者又はこれらの者で組織する団体 ②田原市内に主たる事業所を有する法人又は団体
認定の対象となる産品等の条件	①田原市をイメージできる、直感的につながるキーワード『渥美半島たはらしさ』がもたらす、素材、名勝、歴史等を生かした産品で次に掲げるもの ア・農林水産品 イ・加工品・工芸品 ウ・その他渥美半島たはらブランドとしてふさわしい商品（サービス又は取組みを含む） ②信頼性・安全性において、実施要領に示す基準を遵守していること。 ※詳しくは実施要領をご覧ください。
応募方法	申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類とともに田原市役所商工観光課に提出。
募集期間	平成28年7月1日（金）～平成28年7月29日（金）
審査内容	①田原らしさ ②独自性 ③市場性 ④将来性 上記の4つの認定基準及び現物審査に基づき、総合的に勘案して審査します。 ※詳しくは審査基準をご覧ください。
ブランド認定されると！	①認定書の交付 ②認定品等への渥美半島たはらブランド認定マークの表示を承認 ③ホームページ、パンフレット等への掲載 ④市内外のイベント等での販売支援又はPR ⑤ふるさと納税返礼品での活用（下記の条件があります。） ア 申請者において梱包し発送する状態にできること。 イ 別途、市の委託する業者との調整を行うこと。
認定の有効期限	認定日から3年目の年度末まで

実施要領及び審査基準は、田原市ホームページをご覧ください。か、田原市役所（商工観光課）、渥美支所（地域課）又は赤羽根市民センターの窓口でお受け取りください。

## 申請までの流れ



## 応募先・お問合せ先

田原市役所商工観光課（受付時間8:30～17:15土日祝日を除く）  
住所：〒441-3492（住所不要）  
電話：0531-23-3522 FAX：0531-22-3817  
E-mail：syoko@city.tahara.aichi.jp